

令和7年12月4日

新しく学校を建設する場合の立地の検討

1. 主 旨

十日町市中学校のあり方検討委員会の提言(令和6年3月)では、長期的視点に立つ適正な配置(30年後)として「全市で1校とすることが子どもたちの学びにとってふさわしい」と示しています。また、提言後に行った地域との意見交換会においては、「将来に向けて最初から1校で検討すべき」との意見が多く寄せられました。

これまでのグループワークをとおして、委員皆さんの学校教育や学校施設及び通学条件等に対する多様なご意見をいただきました。これら多くの意見をなるべく取り入れるとともに、学校建設及び運営に係るコスト負担を抑えるため、10年後を目途に新たな学校として1校に整備することと仮定し、新たな学校の立地場所について以下に検討することとします。

2. 立地選定の基本的な考え方

新たに学校を建設する場合、適切な立地選定は施設の機能性や地域との調和、経済性に大きな影響を与える重要な要素です。学校立地場所については、その候補地に係る条件を勘案したうえで一定の基準のもとに客観的・総合的な評価を行ったうえで選定を行います。

新しい学校の立地選定には、主に下記の項目を重視して行います。

- ・必要面積の確保
- ・土地の法的・規制状況
- ・安全性・地形・地盤の状態
- ・交通アクセスと通学の利便性
- ・土地の取得可能性・経済性
- ・周辺環境等との調和

3. 立地選定の具体的な評価基準

立地選定にあたり、各候補地について下記の評価基準に基づいて検討を行います。

(1) 必要面積の確保

学校の建設には、文部科学省の定める「学校施設の設計基準」に基づいた設計が求められます。これには、生徒数により教室数などの校舎の広さや体育館の広さが含まれます。この建物の敷地面積に加え、グラウンドや校庭、駐車場、雪捨て場など、必要な施設・設備の面積を加えて学校用地の広さが決まります。

これらを勘案すると、概ね4haの用地が必要になります。

(2) 土地の法的・規制状況

一般的に建物を建設する場合は、各種法律等により建設規制等があります。これらの規制等は、解除手続きをすることで建設が可能になる場合があります。

① 都市計画法上の規制

都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行うこととされています。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図ることとしています。

都市計画区域には、商業地域や工業地域、住居地域などの用途別に区分指定がされています。そのうち、工業地域においては、学校の建設は制限されています。市内の工業地域は、十日町織物工業団地(明石町)の1区域(添付資料2p)のみです。

② 農業振興法等に係る規制

建物を建設する用地が農用地の場合は、農業以外の用途への転用が制限されることがあり、農業振興法(農業振興地域の整備に関する法律)や農地法に基づく転用許可が必要になります。特に、圃場整備がされた農地は、農業の生産性向上を目的としていることから、農業以外の用途に転用する場合、農業生産に与える影響が最小限であることが求められます。市内の農業振興法に基づく農用地は、添付資料3p~8pのとおりであり、市の大部分は農用地(青色部分)であるため所定の手続き(1年程度)が必要です。

③ 文化財保護に関する規制

文化財保護法は、国や地方自治体が指定した文化財を保護することを目的とした法律です。特に、遺跡や歴史的建造物、文化財が存在する地域における開発行為は制限されています。また、建設地が文化財保護法に基づく「埋蔵文化財包蔵地」に指定されている場合、発掘調査を行う必要があり、調査等に要する費用が発生します。

(3) 安全性・地形・地盤の状態

① 災害リスク

十日町市は、周囲を多くの山林・原野等(全体の約85%)に囲まれた盆地です。また、信濃川を中心に、多くの河川が山あいを流れています。過去にも地震や豪雨などにより多くの土砂災害や河川洪水等が発生していることから、自然災害に対するリスクを評価する必要があります。

このことから市では、市全域のハザードマップを作成しています(添付資料9p~17p)。これを参考に、危険性が高い場所は避ける必要があります。

② 地形・整地形状等

地盤が不安定な場所や液状化等の可能性がある場所を避けることが重要です。また、施設の配置がしやすい形状であることや死角等が生じない見通しの良い場所が適当と考えられます。

(4) 交通アクセスと通学の利便性

通学に便利で、地域住民や交通機関との連携が良好な場所であることが求められます。

① 交通機関のアクセス（次項 4-(5)で詳細説明）

当プロジェクトのグループワークにおいても、生徒の通学に公共交通機関を利用すべきとの意見が多くありました。公共交通の利用には、最寄りのバス停や駅からの距離、車両等の便数などが重要な要素になります。

なお、市では、通学で交通機関等を利用できる基準として、夏季は小学生4km以上、中学生6km以上、冬季は小学生2km以上、中学生3km以上としています。また、安全性を考慮し、地域事情に応じた対応をしています。

また、学校区の地域事情により、自転車による通学も認めています。

② 安全な通学路の確保

歩道や横断歩道の設置、通学路における交通安全対策が必要です。特に、冬期間における道路除雪等を考慮する必要があります。

(5) 土地の取得可能性・経済性

新たに学校用地を確保する場合には、土地の所有者との交渉や、買収・開発などのコストが発生します。また、周辺のインフラ整備（道路、上下水道等）も重要な要件です。

これらを考慮し、長期的に見て管理コストを極力抑えるため、学校用地は借地ではなく買収等により取得できることが重要になります。

(6) 周辺環境等との調和

自然環境との調和、地域や周辺施設との連携が図りやすいことが重要です。

① 自然環境（公園、森林、河川などとの距離）

新たに学校を建設する場合、周囲の環境影響評価が必要です。特に自然環境が豊かな場所では、緑地や生態系への影響を最小限に抑える配慮が求められます。また、地域の景観を損なわないように、建物の配置にも配慮が必要です。

② 周辺施設（公共施設、医療機関、商業施設などの有無）

学校施設以外に、活用できる施設が近くにあれば学習活動の充実が図られます。

③ 地域の騒音や環境汚染（空気汚染、音環境など）

生徒が落ち着いて学習活動に専念できるための環境が整っている必要があります。

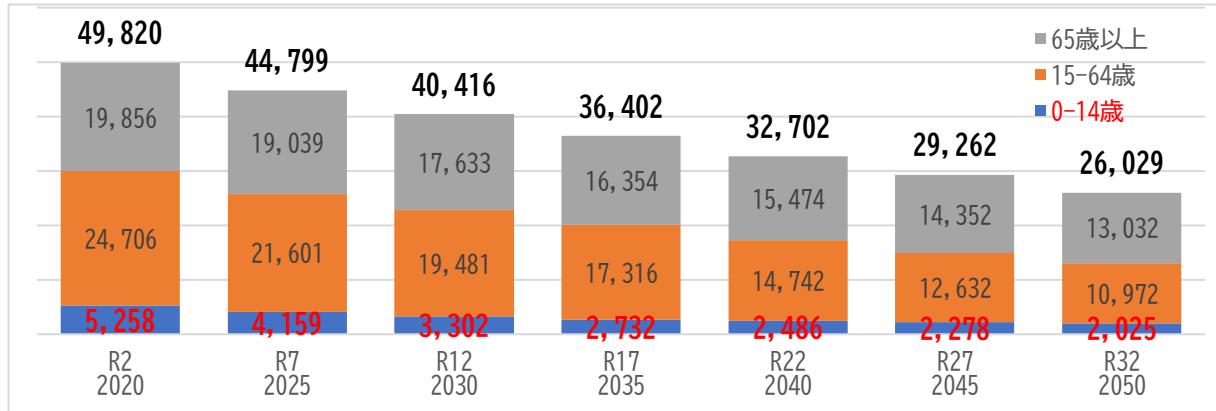
4. その他建設場所を検討するうえでの事項

(1) 十日町市の人口・生徒数の推移

十日町市の人口は、平成17年(2005)当時は62,058人でしたが、令和7年(2025)の推計人口では44,732人(約28%減)となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年には26,029人に減少すると推計されています。(図1)

なお、生徒数の推移については、事前配布資料(93p)に示しているとおりです。

(図1)十日町市の人口推移



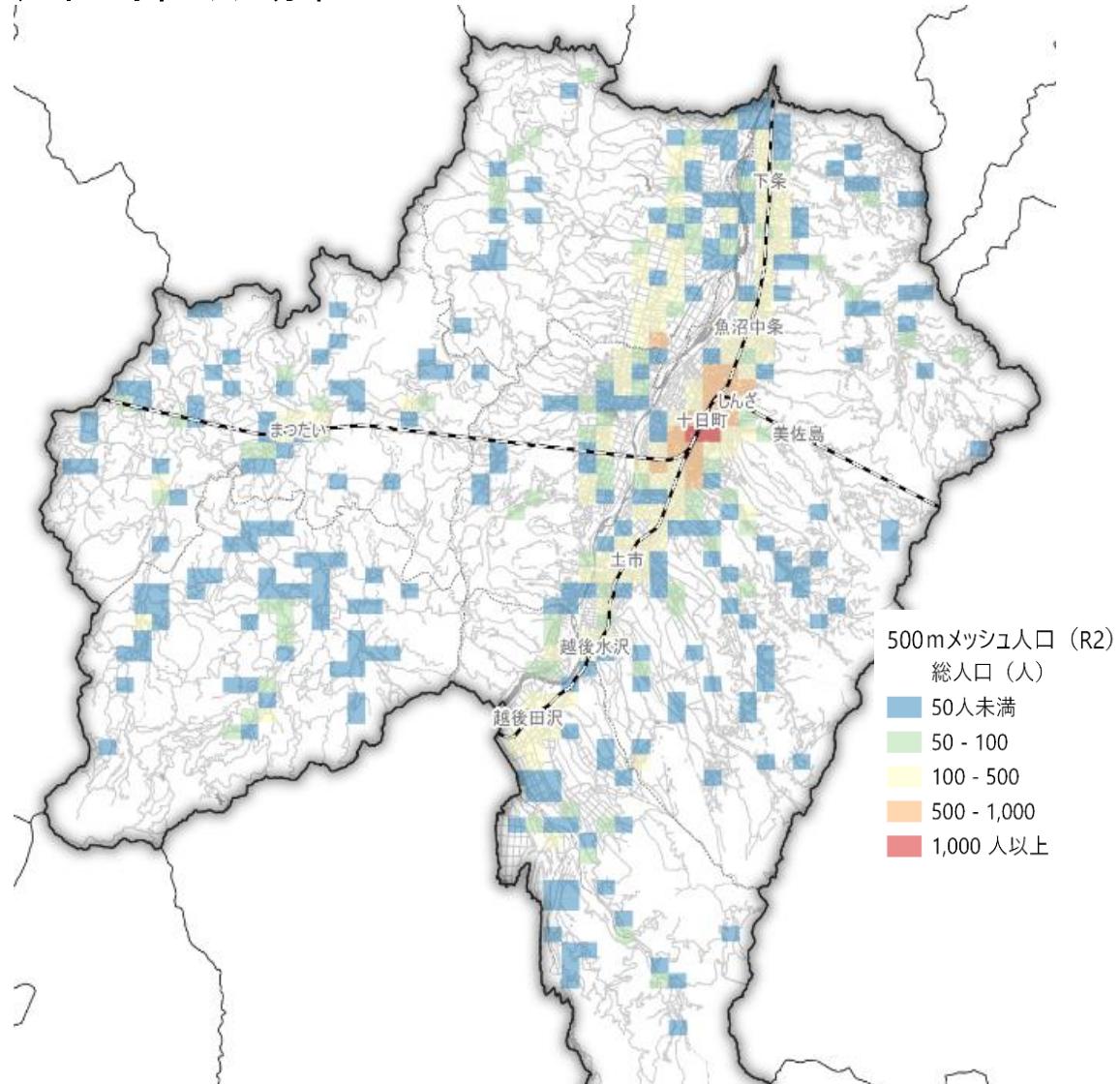
(出典: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口」)

(2)十日町市の人口分布

十日町市の人口は、十日町駅周辺に人口が集中していますが、JR 飯山線沿線の他、川西、中里、松代、松之山地域の合併前旧町村にも広く点在しています。(図2)

(以下、十日町市地域公共交通計画より一部引用)

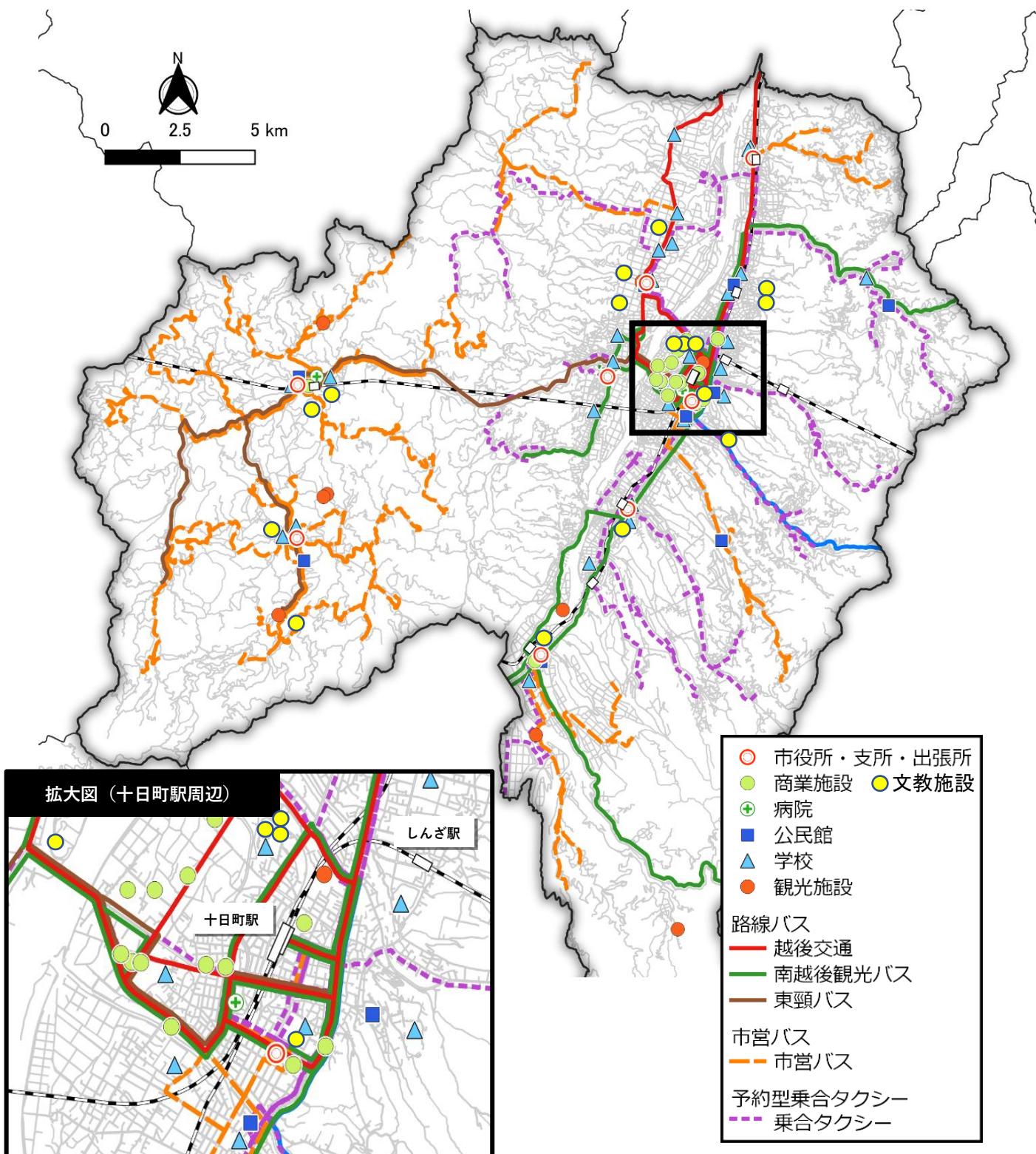
(図2) 十日町市の人口分布



(3) 主要施設の立地状況

施設の多くは、十日町駅周辺の市中心部、もしくは鉄道沿線に集中しています。市中心部には、高校や越後妻有文化ホール、総合体育館、情報館などの文教施設をはじめ、商業施設や県立病院など主要な施設も立地しています。(図3)

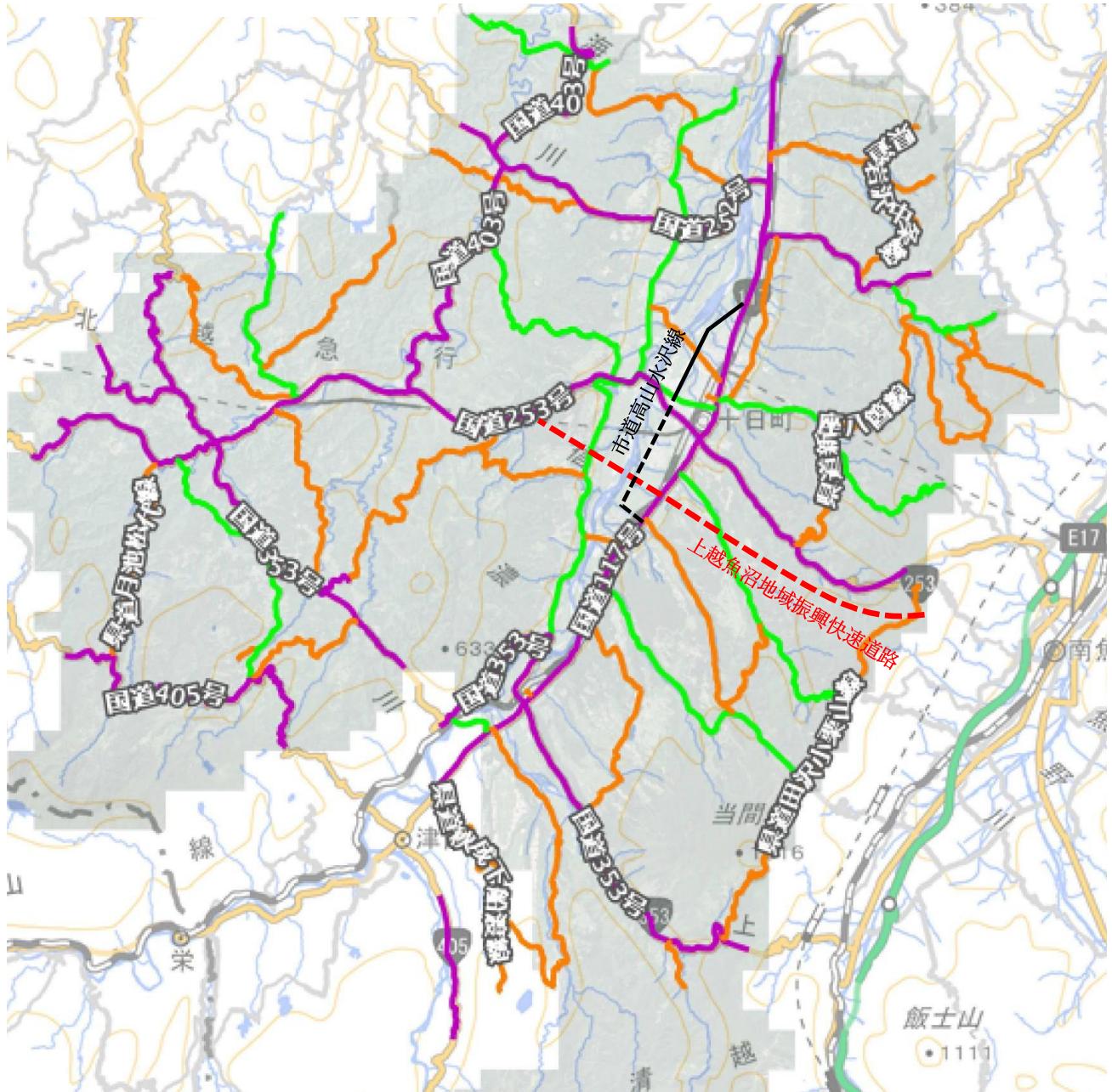
(図3) 主要施設の立地状況



(4)十日町市の交通網

市内には、鉄道や国・県道などの交通網(図4)が動脈となって地域を結び、住民の生活基盤を支えています。また、将来は上越魚沼地域振興快速道路や取り付け道(市道高山水沢線)が整備されるなど、交通体系も利便性が増すと推測されます。

(図4) 十日町市の主な道路網

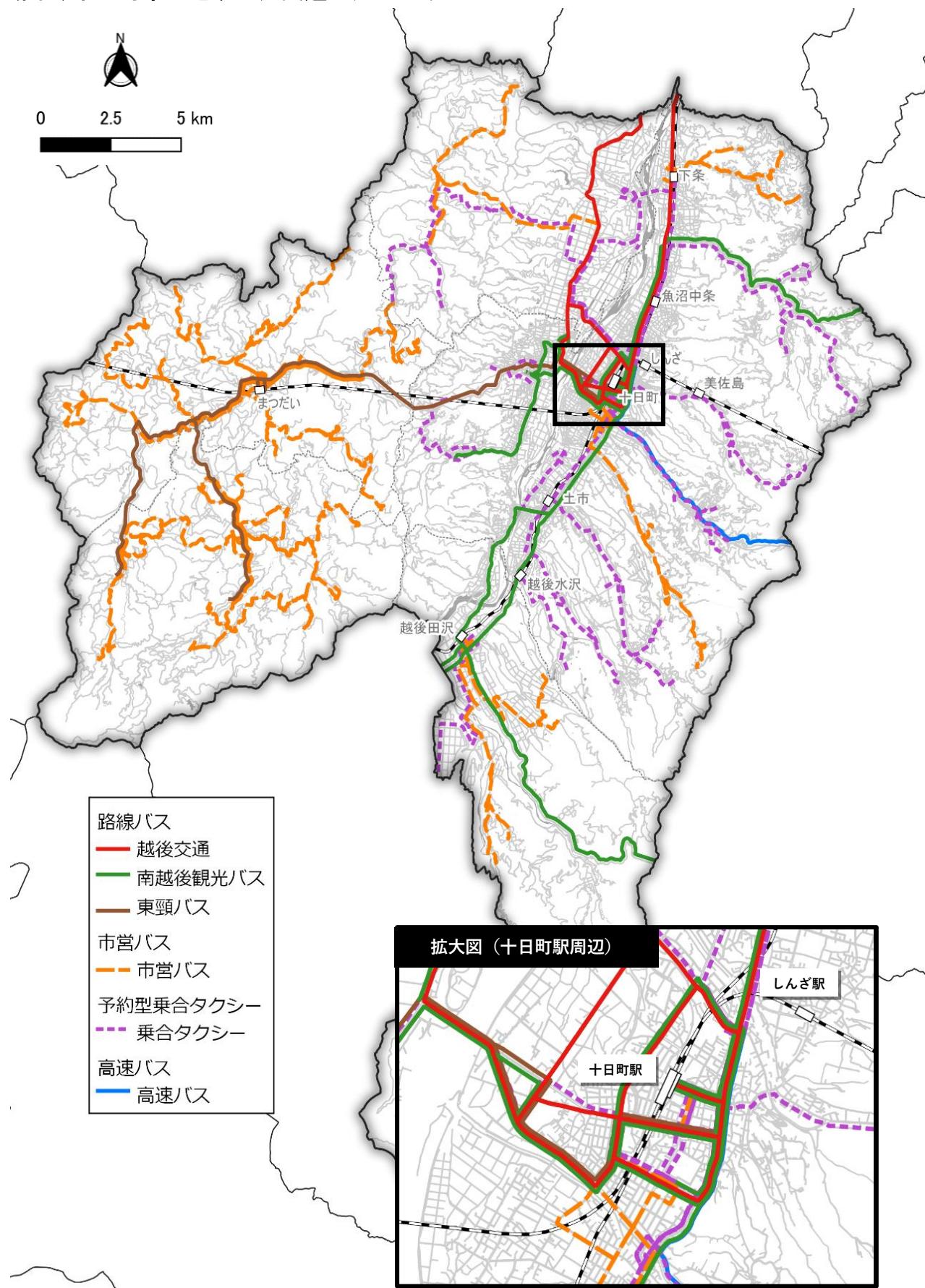


(4)地域公共交通ネットワーク

市内には鉄道・路線バス・市営バス・予約型乗合タクシー等が運行しており、市民の移動を支えています。(図5)

しかし、どの交通機関も年々利用者数が減少しています。生徒が通学に公共交通機関を利用することで利用者増加につながり、路線の維持に一定の効果をもたらします。

(図5)十日町市の地域公共交通ネットワーク



①鉄道

越後川口駅(長岡市)と飯山駅(飯山市)を結ぶJR 飯山線と、六日町駅(南魚沼市)と犀潟駅(上越市)を結ぶ北越急行ほくほく線が運行されており、両路線は十日町駅で結節しています。

鉄道運行状況(令和7年11月時点)

路線名	方面	運行本数			運行時間帯
		平日	土曜	日祝	
JR 飯山線	越後川口駅方面	10	10	10	5:50~20:49
	飯山駅方面	8	8	8	6:21~21:40
ほくほく線	六日町駅方面	18	17	17	6:25~23:07
	犀潟駅方面	18	17	17	5:29~23:07

資料:各運行事業者HP

②路線バス

市内には、交通事業者3社が路線バスを運行しています。しかし、人口減少等による利用者数の減少などから運行廃止となる路線があり、平成30年度(2018年)には13路線あったバス路線が、令和7年度(2025年)では7路線となっています。

なお、通学に路線バスを利用する生徒には、定期代を全額市が負担しています。

路線バス運行状況(令和7年11月時点)

路線名	運行事業者	運行本数		運行時間		路線延長 (片道) km
		平日	土日 祝日	始発	終発	
十日町=小千谷=長岡駅前線	越後交通 株式会社	16	12	6:32	18:55	49.1
十日町=川西=小千谷線		14	11	6:35	18:30	35.1
十日町車庫前=中里(宮中)=津南線	南越後 観光バス 株式会社	27	12	6:39	18:59	21.3
森宮野原駅=津南=清津峡=越後湯沢線		8	8	7:08	17:31	38.9
【快速】十日町車庫前=新水=菅沼=後山=浦佐駅=基幹病院線		8	—	6:45	16:05	28.3
松之山温泉=松代=十日町線		16	11	7:05	18:05	30.1
松代=室野=豊田線	東頸バス 株式会社	6	4	7:32	18:05	13.1

資料:各運行事業者HP

③市営バス

市内の各地域を運行する市営バスは、受託する運行事業者 11 社において、20 路線を運行しています。市では、路線バスが廃止となる路線に対して市営バスを運行しています。

なお、市営バスは、小・中学生のスクールバスを兼ねて運行している路線もあり、一般利用者と混乗の形態とすることで、交通資源の有効活用を進めています。

なお、通学に市営バスを利用する生徒は、乗車料金は免除されています。

市営バス運行状況(令和 5 年 4 月時点)

地域	路線名	運行 事業者	運行本数		運行時間		路線延長 (片道) km
			平日	土日 祝日	始発	終発	
十日町	東下組線	NPO 法人さわやか下条	9	-	7:00	15:30	17.0
	六箇線	NPO 法人支援センターあんしん	10	-	7:15	18:00	20.5
	吉田線	十日町地区タクシー協会	10	-	7:03	17:55	19.0
川西	仙田線	NPO 法人支援センターあんしん	7	3	7:20	17:45	21.5
中里	市之越鷹羽線	NPO 法人はつらつ中里	10	-	7:38	16:20	8.0
	清田山線		10	-	7:25	16:20	15.3
松代	伊沢田沢線	伊沢地域メロディーバス運転士組合	8	4	7:25	18:02	13.9
	儀明線	松代市営バス運営組合	8	-	7:30	18:05	14.4
	桐山線	有限会社東部タクシー	8	4	7:15	18:23	9.5
	南部線	株式会社司工務店	6	-	7:30	15:50	15.7
	犬伏菅刈線	株式会社室岡組	3	2	7:30	18:03	7.1
	勘平線		8	4	7:37	18:05	10.3
	峠線	峠線市営バス運営組合	8	4	7:33	18:05	13.5
松之山	浦田線	東頸バス株式会社	6	-	7:20	18:10	18.5
	中立山線		7	-	7:15	17:30	18.5
	三省・川手線		12	-	7:25	17:48	13.9
	松里線		12	-	7:25	17:52	7.3
	上湯線		6	-	9:13	15:03	7.1 キロ
	布川線		11	-	7:32	18:09	23.5 キロ
	松之山東山線		9	-	7:42	17:53	9.9 キロ

④スクールバス

生徒の通学の利便性を考慮し、公共交通がない地区の生徒を対象にスクールバスを運行しています。(スクールバス路線図は、8月13日送付の事前配布資料54p～63p参照)

市営バスと同様に、児童生徒の減少に伴いスクールバスの利用者は年々減少傾向にあります。一方で、運転手の担い手不足の中、市内事業者や地域で運営団体を組織するなどして路線の維持が図られています。

スクールバス運行状況

: 市営バスとして運行している路線

学校名	路線名
中条小学校	枯木又方面線、飛渡方面線
飛渡第一小学校	飛渡方面線
川治小学校	六箇(塩之又方面)線、六箇線、八箇線
吉田小学校	名ヶ山・鎧島方面線
鎧島小学校	鉢・高島方面線
下条小学校	東下組線
水沢小学校	当間・南雲方面線
上野小学校	仙田(室島)線、三領方面線
橋小学校	野口・原田方面線
田沢小学校	市之越・鷹羽方面線、清田山・田代方面線、清津峡方面線、倉俣方面線、貝野方面線、珠川方面線
松代小学校	儀明・寺田線、犬伏・菅刈線、星峠・竹所・木和田原線、伊沢・寺田線、桐山線、勘平・仙納線、豊田(室野)線
まつのやま学園 松之山小学校	上湯線、松里線、布川線、三省線、浦田線
十日町中学校	寿町線
中条中学校	枯木又方面線、飛渡方面線
南中学校	六箇(塩之又方面)線、六箇線、八箇線
吉田中学校	名ヶ山・鎧島方面線、鉢・高島方面線
下条中学校	東下組線
水沢中学校	当間・南雲方面線、珠川方面線
川西中学校	仙田(室島)線、仙田(白倉)線、木落・三領・塩辛・原田方面線
中里中学校	市之越・鷹羽方面線、清田山・田代方面線、清津峡方面線、倉俣方面線、貝野方面線、珠川方面線
松代中学校	儀明・寺田線、犬伏・菅刈線、星峠・竹所・木和田原線、桐山線、勘平・仙納線、豊田(室野)線
まつのやま学園 松之山中学校	松里線、布川線、三省線、浦田線

学校名	スクールバス利用者数(実人数)						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減率(R6/R1)
十日町小学校	0	0	0	0	0	0	0
中条小学校	20	14	19	18	23	26	1.3
飛渡第一小学校	15	6	5	11	12	11	0.7
川治小学校	34	51	42	40	37	35	1.0
吉田小学校	5	3	2	3	2	3	0.6
鎧島小学校	2	3	3	2	2	1	0.5
下条小学校	9	10	12	12	11	9	1.0
水沢小学校	4	4	9	9	9	14	3.5
馬場小学校	17	15	14	13	10	9	0.5
上野小学校	15	12	12	13	14	15	1.0
橋小学校	21	23	22	26	27	24	1.1
田沢小学校	45	48	84	82	73	77	1.7
松代小学校	65	60	38	46	45	39	0.6
松之山小学校	38	41	38	39	42	37	1.0
小学校計	290	290	300	314	307	300	1.0
十日町中学校	0	0	0	1	1	1	
中条中学校	15	11	11	14	10	8	0.5
南中学校	16	15	15	11	13	15	0.9
吉田中学校	2	1	20	17	22	27	13.5
下条中学校	11	6	5	2	4	4	0.4
水沢中学校	11	7	7	6	8	10	0.9
川西中学校	38	32	26	29	34	31	0.8
中里中学校	65	52	47	31	35	33	0.5
松代中学校	40	29	18	29	29	23	0.6
松之山中学校	23	20	25	26	23	17	0.7
中学校計	221	173	174	166	179	169	0.8
合計	511	463	502	480	486	469	0.9

5. 学校立地場所の客観的・総合的評価

上記の規制及び検討事項を勘案のうえ、適地の選定に向けた候補地の絞り込みを行います。その際、下記の評価基準(案)により比較検討を行い決定します。

評価基準(案)

項目	評価視点	内容	配点
1. 用地確保 (25点)	必要面積の確保	必要最低平場面積(4ha程度)が確保できるか。 駐車場・ロータリー・雪捨て場等は確保できるか。	15
	取得の可能性	地権者からの譲渡理解が得られるか。代替地が必要か	10
2. 土地の規制等 (15点)	農業振興法等	農業振興法・都市計画法上等の規制はないか。もしくは、許可が可能か	10
	文化財保護法等	文化財調査は必要ないか。調査規模・期間等はどれくらいか	5
3. 防災 (25点)	土砂災害	土砂災害・河川洪水に対して安全か。	15
	その他	その他安全上の課題はあるか。	10
4. 用地・建設 (20点)	取得・工事費	用地取得費、造成費、建設費等のトータルコストが抑えられるか	10
	工事中の周辺への影響	工事による周辺への影響はないか。	5
	工期の確保	用地取得、造成等を含めた工期の確保が可能か。	5
5. アクセス (30点)	公共交通	鉄道・路線バス・市営バス等が活用できるか。	10
	通学路	徒歩、自転車等の通学者が安全に通えるか。	10
	スクールバス運営	スクールバスの駐車場・ロータリーが確保できるか。 スクールバスが適切に運営できるか。	10
6. 教育環境 (10点)	関係施設	周辺に文教施設、公共施設、自然があり教育活動がしやすいか	5
	周辺環境	健康で文化的な環境は得られるか 周辺に騒音や臭気等はないか。	5
7. 地域性 (10点)	地域との関わり	地域の人が来やすい場所であるか	5
	合意形成	地域の人の合意が得やすいか。	5
8. その他 (15点)	みんなの学校	目指す学校像の「みんなの学校」として適切な場所か	5
	まちづくり	周辺に発展の可能性はあるか	5
	その他		5
合計			150

6. 十日町市“みんなの学校”プロジェクトにおける学校用地候補地の絞り込み

学校用地の選定には、地権者交渉や法に基づく規制解除等の様々な手続きが必要になることから、当プロジェクトの設置期間内に学校用地を確定することはできません。

よって、当プロジェクトにおいては、中学校の設置に適当な地区(行政区)等の大括りな位置の候補地を挙げ、これを教育委員会が定める「魅力ある十日町市立中学校づくり方針(仮)」に定めてまいります。なお、具体的用地については、挙げられた候補地(地区等)の近隣内で建設が可能な場所を今後関係機関等と協議・交渉等を行う中で決定してまいります。

※学校建設コストについては、第3回会議資料「学校施設の現状と施設整備に係る費用等」
（参照）